

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委託業務名	滞納管理システム標準化移行業務（介護保険）
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、令和8年度末までに標準化対象の共通機能である介護保険業務に係る滞納管理システムについて、標準準拠システムへの移行を行う。
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月10日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	8,800,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区博多駅前2-19-24大博センタービル [名称] 株式会社 シンク
契約相手方の選定理由	令和5年度に政策調整部情報政策課において実施した、大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼において、滞納管理システムの標準化移行対応が可能であった唯一の業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。